

平成26年4月22日（火）

第4回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成26年4月22日(火) 午前10時01分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員
 

委員長	川村 敏光	委員	北嶋扶美子
委員	豊島 秀範	委員	長谷川浩子
教育長	倉部 俊治		
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
 

教育総務部長	湯下廣一
生涯学習部長	高橋 操
教育総務部次長兼総務課長	小島茂明
生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長	増田建男
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長	西沢隆治
指導課長	榊原憲樹 鳥の博物館長 斉藤安行
学校教育課長	丸 智彦 図書館長 日暮延浩
教育研究所長	野口恵一 生涯学習課主幹兼公民館長
少年センター長	大島慎一 今井政良
教育研究所副参事	鍵山智子 指導課長補佐 水戸勝英
6. 欠席事務局職員 な し

## 午前10時01分開会

○川村委員長 ただいまから平成26年第4回定例教育委員会を開きます。

この4月から事務局が新たなメンバーでスタートしております。教育委員会といたしましても、今後、闊達な議論、事務局からの細部にわたる報告を受けながら運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお伝えします。我孫子市教育委員会会議規則第18条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いいたします。

---

### 会議録署名委員指名

○川村委員長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により会議録署名委員を指名します。長谷川委員にお願いいたします。

---

### 議案第1号

○川村委員長 これより議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○小島教育総務部次長 それでは議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。お手元の資料の1ページ目になります。

提案理由といたしましては、児童生徒の就学支援に関する事務を学校教育課から指導課へ事務移管するため提案するものです。本来、心身に障害のある児童及び生徒に対する支援、指導につきましては、学校教育課管理主事の業務ではなくて指導課指導主事の業務ということで移管をするものです。

2 ページ目になります。新旧対照表が載っております。2 ページ目の学校教育課の事務分掌、○の上から4 つ目です。改正前で「児童生徒の就学免除、猶予及び就学指導に関すること。」、ここから「就学指導」に関する部分を削除いたします。

改めまして、4 ページになります。4 ページの指導課の事務分掌の最後に「児童生徒の就学支援に関すること。」ということで追加をするものでございます。

附則といたしまして、この規則につきましては公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するというものです。

以上で説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、質疑はありますか。

○北嶋委員 移管ということで、仕事の内容が変わるわけではないですけども、指導課に行くということは、今までよりは研究所との関係がもっと綿密に見えてくるし、支援がしやすくなるということだけでかわったということですよ。

○丸学校教育課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

### 議案第 2 号及び議案第 3 号

○川村委員長 議案第 2 号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、議案第 3 号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

以上 2 議案は指導課関連の関連議案ですので、一括審議したいと思います。なお、表決につきましては議案ごとに行います。

○榊原指導課長 それでは議案第 2 号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、御説明をいたします。

提案理由は、6 ページにありますとおり、委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員が生じたため、我孫子市教育支援委員会委員を 7 ページにあります 5 名の候補者としまして委嘱すべく提案するものです。候補者につきましては 7 ページ及び 8 ページに挙げさせていただきました。

御審議のほど、お願いします。

議案第 3 号につきまして御説明をいたします。

提案理由は、我孫子市教育支援委員会専門委員の任期が満了となります。新たに専門委員を委嘱すべく提案をする次第でございます。候補者につきましては、10 ページ、11 ページに挙げさせていただきました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第 2 号及び議案第 3 号について一括して質疑を許します。質疑はありますか。

○北嶋委員 7 ページと 9 ページの議案ですけれども、この我孫子市教育支援委員会と我孫子市教育支援委員会専門委員との関係を説明していただけますか。

○榊原指導課長 支援委員会の委員の方につきましては、以前、御存じのとおり就学指導委員会という名称で、子供たちの小学校、中学校入学に当たりまし

て適切な教育支援ができるようにということで、医療系の専門家、特別支援系の専門家の視点から客観的な判断を仰ぎ、適正な就学を図るために組織された委員会です。

また、9 ページの専門委員につきましては、構成メンバーを見ていただくとおわかりのように、目的としましては、具体的には各学校におきまして就学予定のお子さんが体験入学、就学時健診の折にさまざまな活動を行います。そのときの子供たちの様子を、この専門委員の方々が実際に学校現場で見て、その後の適切な就学または教育支援に生かしていこうという趣旨のものでございます。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 7 ページのところの前任者の残任期間の任期ですけれども、これも専門委員と同じように1年でよろしかったのですか。

○榊原指導課長 こちらの委員の方については2年任期ということになっております。

○豊島委員 10 ページ、11 ページのほうの任期は1年ということですか。

○榊原指導課長 そのとおりでございます。

○豊島委員 任期が2年と1年で構わないのですけれども、そのように2年間と1年間とに分けてある理由は何かあるのですか。

○榊原指導課長 これは要項等に理由根拠までは明記されておりませんが、実質的には先ほど申し上げた委員会のそれぞれの委員さん方の目的と申しましうか、支援委員会の委員の方につきましては、継続性のある就学支援という形で、できるだけ長いスパンで我孫子の子供たちを見ていただきたいという点。専門委員につきましては、現場の教員ということで校務分掌や人事異動等が発生するという関係上、1年の任期という形で対応させていただいております。

○豊島委員 理由はわかったようなわからないような、どちらも継続性があったっていいんじゃないかと思いますが、専門委員のほうも、この分掌を見ておりましたら、必ずしも1年だけでなくてもいいという人もいるような気もしますけれども。そのようになっているということで了解しました。

○川村委員長 ほかにありますか。

○長谷川委員 9ページの専門委員のほうなのですけれども、ここの提案理由に書かれている我孫子市教育支援委員会条例第7条、これはホームページのほうで確認しました。「委員会に専門事項を調査するため専門委員を置き、教育委員会が委嘱する」ということだったのですけれども、この委嘱人数26人、その前にある教育支援委員会委員というのは条例で14人というふうに決められているようなのですが、こちらの専門委員の人数は条例のほうに書かれていなかったのですけれども、この26人というのは昨年度からの増減とかはありますか。

○榊原指導課長 人数的には減少しております。昨年度までは各学校2名ということで委嘱をしておりましたが、今年度は1名という形になっている次第です。

○長谷川委員 1名になった理由というのは何かあるのですか。

○榊原指導課長 2年前まででしょうか、この専門委員の方々をお願いしている業務としまして、特に夏休みを中心とした就学に向けた保護者との相談業務というようなものを位置づけておりました。ただ、保護者、そして発達センター等の実際の状況を把握しますと、やはり保護者の方は実際に御自身のお子さんが入学する学校の職員、管理職も含めた方と実際に入学後の状況、教育支援の環境について相談をしたいという要望が非常に強くございます。その関係上、行っていた夏の相談会というものが、なかなか希望者が集まらないという状況でございました。その関係で、昨年度から夏の相談会については実施をしない

ということで進んでおります。先ほど申しました業務が中心であるということで、各学校1名の指名ということにさせていただいております。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 今の長谷川委員の質問との関連で、ちょっと確認させてください。夏休みの相談会に人が集まらないというのはわかりましたけれども、就学相談というのは、違うデータを見ても決して減っているわけではないですよ。その集まらないというのは、相談の必要がある人は減ってないのだから、それはどこへ行ったのですか。専門委員ではなくて支援委員のほうが、それをかぶっているということですか。

○丸学校教育課長 昨年度まで事務を所管していたということで、私のほうから説明いたします。この相談会なのですけれども、相談会は市の発達センターのほうで主催しております。学校では体験をしていただいて、そこで保護者、また子供の様子を見るといったような形にしています。生まれたときから保護者の方は発達センターの職員と相談をしているということで、十分関係ができています。その方も実際に就学支援委員会の委員の中に入っています。その方から十分聞くことはできますよということもありますので、わざわざ相談会を催さなくても、発達センターの中で事務が完結できるというふうに判断して、そのようになったということでございます。

以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。もう1つだけ確認させてください。そうすると、専門委員のほうは夏休みの相談会はないとして、あとは実際にどういうふうな活動をするのですか。

○丸学校教育課長 今から保護者の方に、特別支援学級の体験がありますよということを発達センターとか教育研究所等にペーパーを置きます。そうします



と来年度入学する方が、どこどこ学校のどこどこ学級を体験してみたいと。そういった体験をしたときに、子供の様子とか保護者の考え方とか、そういったものを聞くということで、各学校1名の教員を専門委員としているところです。

○豊島委員 本来的と言ったらあれですけども、そういった各学校での体験入学等は、この専門委員が各学校1名で対応できるということですね。

○丸学校教育課長 学校は1名ですけども、そのほかに教育研究所の職員も入ります。ことしからは指導課の職員も入っているということです。1人に任せることはありません。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

○川村委員長 続きまして議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

#### 議案第4号

○川村委員長 続きまして議案第4号、我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○榑原指導課長 提案理由ですけれども、国のいじめ防止法が制定されました。それを受けまして、市としても全庁的に子供たちをいじめから守り、そして防止をしていくという施策を、これから策定していきたいと考えております。そのいじめ防止に関する施策を整理するために、我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱を新たに設置、制定するものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について、質疑はありますか。

○北嶋委員 これに直接ではないのですけれども、各学校でいじめ防止の基本方針を早急につくりなさいということで進んでいたと思っておりますけれども、現状、各学校ではその辺はいかがですか。

○榑原指導課長 今現在ですけれども、市内小学校・中学校19校の全てにおいて学校基本方針は策定されております。また、対応するための組織についても設置をしているという状況でございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 議案第4号、我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

---

### 諸 報 告

○川村委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、

事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

これより諸報告に対する質疑の時間とします。

まず初めに、事務報告について質疑はありますか。

○長谷川委員 事務報告の8ページ、少年センターに質問です。防犯パトロールのことなのですが、年度末のお忙しい時期にもかかわらず、少年指導員の皆様の御協力をいただきまして、子供の見守りや地域の防止活動につながっていると感謝しております。この防犯パトロールなのですけれども、14日の夜の7時から8時まで行ったということですが、ここで帰宅指導というのが何カ所かで見受けられるのですけれども、この帰宅指導の時間とか防犯指導のマニュアルとかは指導員の方にはあるのですか。何時になったら帰らなさいとか、どのような形で指導されているのか教えていただけますか。

○大島少年センター長 この帰宅指導に関しては、特にはっきりとした時間というのはございません。ただ、3月であれば7時といえればかなり遅く暗いので、7時を過ぎたら見かけた子供たちには声をかけるようにはいたしています。

以上です。

○長谷川委員 ありがとうございます。保護者としてなのですけれども、指導される側としては、「何時になったから帰らなさい」というマニュアルのような、そういう時間があると子供たちに指導もしやすいかなと思うので、そういうものをつくっていただけたらと思います。

○大島少年センター長 検討します。

○川村委員長 ちょっと今の件についてなのですけれども、2年、3年前から、学校のルールというものと少年指導員の指導方法というもののリンクがなかなかされていないから、地域によっては、学校ルールを守っているのだけれども、他の地区に行くとそれが適用されていない、要は適用外であるということもあ

るので、もう一度全体的に見直していただいたほうがいいのかなということでも分長谷川委員も提案されているので、それを含めて夏休みに入る前ぐらいまでにぜひ御回答もいただくようお願いしたいと思います。これは指導課長、少年センター長を含めて、一度検討いただけないでしょうか。

○榑原指導課長 御指摘のとおり、案件としましては重要なことだと認識しています。今、小中一貫教育も進めております。その中で生活のルールの明確化、そして共通化ということもございますので、その点も踏まえて御指摘の点を検討してまいります。

○北嶋委員 今の件ですけれども、規則を決めるということも大事なこともかもしれませんが、生きる力というのであれば、それぞれが自分で考える、家庭で考える。市として校則を見直して一律にする、それも必要な部分もあるし、ある部分、家庭教育とか、子供が道徳とか心を育てる部分で、自分の生活を自分で考える子供を育てるという部分で、これからもしルールづくりをお考えになるときには、誰がどこで考えればいいのかということも置いていただきたいなど。一方的に片方が決めるのではなくて、子供たちがどうすればいいのかということも考えて、いつも委員長は自治とおっしゃいますけれども、自分たちで決めたルールというのが私はいいいのかなと思うので、その辺ちょっとお考えていただけるといいかなと思います。

○川村委員長 学校ごとではなくて、我孫子というまちで一本化したルール、あそこの中学校は7時だけれども、あそこの中学校は8時だよということのないようなことでの対応をということで今お話ししたつもりです。当然北嶋委員のおっしゃるとおり、先生方が決めるわけではない、親が決めるわけではない、子供の自立という意味では、子供たちに決めさせるのも1つの手だし、方法論としてはいろいろあるかと思います。その辺も含めまして、ちょっと御議論いただければと思います。

○豊島委員 今回の関連なのですけれども、私は湖北中区の自治会はみどり台というところに住んでいます。みどり台は19時から20時に、隔週だと思うのですけれども、自治会が必ずやっています。私は8班というところなのですけれども、7時までに帰ってくるというのはちょっと大変なのですけれども、そのようにして自治会がかなり力を入れてやっています。これは防犯パトロールですから、「防犯パトロールです」というふうに回りながらやっていますので、実際。今、皆さんがおっしゃったことはよくわかりますけれども、地域とのかかわりということで、自治会がどうやっているかということは一度把握してみると、全体のやり方が見えてくる場所もあるのではないかと思います。毎週ではない、隔週だと思うのですけれども、やっていますので、自治会もそれには参加しているということがあります。私も確認しますけれども、確認してもらいたいと思います。

○川村委員長 いろいろなところでやられていると思います。ただ、ルールというのは、いろいろなルールがあっても仕方がないので、我孫子市として何か1つのルール、基本的な生活習慣でのルール、約束事、そういったものをつくるべきではないかというのが多分長谷川委員のお考えだと思いますので、補足させていただきました。

ほかにありますか。

○豊島委員 7ページ、指導課です。先ほども説明がありました平成26年度の研究指定校ですけれども、研究指定校は当たるとうれしいような悲しいような、いろいろなのですけれども。この7つの指定は2年とか、1つは3年ですけれども、4年というのもできましたが、これはどういうふうなローテーションなのでしょうか。我孫子市には19校あるのですけれども、7つですから単純計算すれば3年弱には当たる、年数がありますからその倍ですか、そういった一定のめどみたいなものはあるのですか。

○榊原指導課長 特にローテーションのような形ではございませんが、全域の学力を含めた課題を上げていくというところで、特定の学校のみにとどまることのないようにバランスを考えた形で指定を行っております。またあわせて、学校区での特色、これまでその学校が築き上げてきた教育活動等もありますので、それを考えた上でバランスをとれる形で指定をしているという状況です。

○豊島委員 わかりました。私は教育委員になって1年半なもので、ちょっと経験が浅いので今までの動きがわからないところがあるのですけれども、例えば10年なら10年なりのそれぞれの当たってきた学校のあれはわかりますよね、一覧表みたいなものは。何かそういうものを一度わかる範囲で、余り細かくは大変ですけれども、見てみたいという気はします。どこがどういうふう当たっているのかということは、地域によるものもあるでしょうし、知りたいという気はします。もしよければ教えていただければと思います。今でなくて結構です。

○川村委員長 どのぐらいさかのぼりますか。

○豊島委員 10年ぐらいは知りたいと思います。

○川村委員長 では、10年で列挙していただけますか。今まで経緯としてこういう指定校を受けて、こういうことをやってきたというものをドキュメントでお願いできますでしょうか。可及的速やかにということをお願いします。

ほかにありますか。

○豊島委員 11ページの教育研究所における相談のところですか。これは大変な仕事で、ありがとうございます。担当の方もおかわりになってはいますが、一番下のところのいじめ・悩み相談ホットライン相談状況で、相談者のところ、3月のことですが、中学校の女子、中2女子、中2女子、それから中1女子、6件のうち5件が中学校なのですよね。今、小中一貫教育のことも、ちょっと頭にあります。中2が多いのですけれども、クラスでの孤立とか

登校のしぶりとか何とかということがあって、私は小中一貫の取り組みである程度これを消したいなど、消えればいいなどということもあるのですが、それらとはちょっと質が違いますか。そこのところを何とか一貫教育の中で消していくような方法が生まれれば、よりいいだろうというふうに思っているのですが、感想のようなものをお聞かせいただければと思います。

○野口教育研究所長 私も4月からこの職につきましたけれども、ことしになってからメール相談が始まりました。実際メールの相談が来たのが2月からということなのですね。この3月を見ていただいても、ほとんどがメールなのです。繰り返し同じ子供がメールで相談してくることも、特に4月になってからはふえているかなということなのですね。ということは、電話よりも子供たちにとってはメールのほうが非常に相談しやすい状況になっている。ただし、どこからメールを送ってきたのか所在ははっきりしない、言ってみれば匿名状態の相談相手が非常に多い。ここに上がっている6年生だけは、はっきり市内の小学生とわかっていますが、それ以外については、どこの市町村から相談があるのかということがわからない状況です。不登校率を下げるために、指導課ではQ-U検査であったり、もちろんいじめアンケート、小中連携も含めて、それ以外にもさまざまな取り組みを行っています。さらには、より連携をしながら、学校に行けない子供たちを何とか救いたいなどというふうには考えています。事務報告の中にも、例えばヤング手賀沼、適応指導教室も年度末の終わりの会であったり、または4月の始めの会であったり、両方とも1名ずつ参加ということなのです。昨年度は6名、7名来ていたのが1名になったということは、学校に戻れた子供たちが昨年度は非常に多かったということなのですね。いろいろな取り組みをした結果、学校に行けるようになった子供が非常にふえた。なので、適応指導教室にわざわざ来なくてもいいという状況が生まれています。ですから、今後もちろんいろいろな関係機関とも連携もしながらやっていき

たいなど。特に、いじめ・悩み相談ホットラインにつきましては、メール相談が始まったことによって、かなり広範囲に相談がしやすくなってきているなど。実は4月の先週までも12件入っているのですね。そのあたり子供たちが相談しやすい、ハードルが下がってきて、いい状況かなと逆には思っております。答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○豊島委員 ありがとうございます。メールのほうが相談しやすいです。私もそうです。それはそれとして、メールでのやりとりですから、「あなたはどこに住んでいるのですか」ということは聞けないのですか。3月3日の男友達とのネットトラブルというの、悩み相談に入るからいいのですけれども、我孫子市の中でのということとはちょっと知りたいのですけれども、これはメールだからどこからだかはわからないというと、この一覧表というのが、私らがここで審議する、考える上で、ちょっと拡散してしまう気がするのですよね。ですからメールでのやりとりであっても、何と聞いたらいいかわかりませんが、どの辺に住んでいるかみたいなものは聞けないものですかね。どうでしょう、私は聞いてもらいたいなと思うのですけれども。

○野口教育研究所長 今、1人の方が相談対応しているわけですが、回数を重ねて、例えばこの子供は非常に命の危険まで、これは早急に対応しないといけないとか、その内容によっては、どこから発信をしているのかということ聞き出す努力はしなくてはいけないのかなとは思っておりますが、なるべくほぐしながら対応していくというようなことで、電話ですと、相手がかけてきても、もう1回こちらからかけるということは今のところはないわけですが、メールですと必ず返信という形でアドレスも残りますし、そのあたりで何度も交信できるという状況が生まれていますので、その中で余り性急にこちらから、一体どこの生徒なのだということではなくて、なるべく子供のほうから、「実は私はどこどこに住んでいます」とか「何々中の生徒です」と名



乗っていただけることを自然な形でできればなと思いますけれども、状況に応じてはこちらから聞くことも考えていかななくてはいけないかなというふうには思っています。

○豊島委員 了解しました。どこの生徒であったって、これは大事なことから、それに答えていくというのは当然だと思います。それと同時に、小中一貫がスタートして何とかなっていくわけで、それには全力で応援したいというか、全力で取り組んでいきたいと私も思っています。そのためには、このメールでの相談というのは、中1ギャップとか何とかということも含めて、クラスでの孤立も含めて、そういったことというのはまだまだ来るだろうと。我孫子市内のどここの中学校だということまで聞く必要は全然ないのですけれども、我孫子市内なのかどうかということぐらいは知っておいたほうが、我々の取り組みとしても、データとしても議論しやすくなるなという気持ちがありました。そのことで申し上げたのですけれども、今の御説明はわかりました。

○川村委員長 ほかにありますか。

いじめに関して今出ましたので、私のほうから1つだけ質問させてください。昨年9月28日に、いよいよいじめ防止対策推進法が施行され、学校ではそういった対策委員会なり対策の方向を示さなければいけないということになっているのですけれども、私自身が聞き及んでいる中では、我孫子市立第三小学校だけ基本方針というものをホームページ上に載せているのですね。それ以外の学校がやっていないということではないと思います。もちろん何かあるのでしょうけれども、その辺の取り組みの御説明がなぜ第三小学校だけなのかという説明をしていただきたいなと思ひまして質問したのですけれども、よろしいですか。

○榑原指導課長 国のいじめ防止基本法にのっとりまして、我孫子市の市教委のほうでも各学校に向けて、学校における基本方針の策定と組織について指示

を出しました。その中で先進地域等の例示を示すとともに、市として、こういう項目については必ず基本方針の中に取り入れてくださいというような要望も出しました。その結果、先ほどお伝えしたような全小中学校で設置という形にはなっておりますが、今委員長の御指摘のように、ホームページに上げている学校につきましては、第三小学校を代表とする一部の学校となっている状況です。今後、御指摘を受けまして、市としても、やはり学校がきちっと子供たちのことを考え、守っていくのだという姿勢を公にしていくということは非常に重要だと考えておりますので、校長会を通して各学校の取り組みについて周知、具体的にはホームページにアップしていくというような方向で指導していきたいと考えております。

以上です。

○川村委員長 加えて、第三小学校が出した基本方針というのは確かにしっかりされているのですけれども、各学校によって基本方針というのは定めるのですか。

○榊原指導課長 法のほうに記載されているとおり、「学校において」という文言でございますので、各学校になります。

○川村委員長 そうしますと、我孫子市としての方針をこれからつくっていく中で、学校は学校でということで、その範囲とか内容といったものが学校によって変わってくる可能性がある。項目として最低必要な定義、基本対応とか実態とか、そういったものについてはある程度のグランドデザインというのがあるってしかるべきなのかなというふうに感じたのですが、その辺はいかがですか。

○榊原指導課長 御指摘のとおり、先ほどありましたように、学校において基本方針を策定していく上で、この視点、項目だけは必ず入れてくださいということは資料として提供いたしました。また、それを踏まえまして、本年度策定していく市の条例及び基本方針の中でも、学校においてこの点についてはきち

んと押さえていただきたいということは、しっかりと記述していこうと考えております。

○川村委員長 今後につきましては、このような理解でよろしいのでしょうか。各学校のほうには、広く市民にこの防止法ができたということを伝えるのと、どこから見てもアクセスできるような仕組みを整える。保護者に関しては、学校の基本方針は周知徹底できるような方法を行っていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○榑原指導課長 ホームページ、また文書をもって周知していくという形で取り組みたいと思います。

○川村委員長 ほかにありますか。いじめ関係でも、それ以外の事務報告についてでも結構です。

○北嶋委員 11ページの先ほどのホットラインの相談ですけれども、この中にネットトラブル、ネット問題ということで、3月29日にPTAの研修会でスマホの使い方ですけれども、我々も学びました。ああいう研修会はスマホを持っているということが前提で研修会がなされるので、それを今の中学校でやる方がいいかどうかは、ちょっと難しいところだと思いますが、私はまだガラケーですけれども、現実にはスマホをお持ちになると、今子供とセットで買うと割引とか、いろいろなシステムがあって、お母様たちはそういうほうに行かれるということが多いです。現実には、学校には持ってきてなくても家にはある。LINEでいろいろな、いいこと、悪いことが広がるようすけれども、そういう指導をどこですればいいのかなと、私もあの研修会に行って思いました。学校でやることは、申し上げたように、持っていることが前提にやるので、難しいですね。ただ、やはり現実には、社会性が未熟ゆえに思わず手を出してしまって、心も体も痛めるようなことになってしまっはいけないので、今回、我孫子市の重点目標の中にも情報モラル教育ということが入っています。私た

ちが思うよりも、社会のIT、ウェブのほうが進むのが早いので、教育委員会としてどのような方向でそれを指導、また学ばせていくのかを考えていらっしゃったら、その辺も伺えたらと思います。

○榊原指導課長 お答えします。2点考えております。

まず1点目は、やはり実際の子供たちの現状に合わせた対症療法と申しましうか、ネット、スマホも含めた具体的な指導というものを、昨年度も実践してきましたけれども、外部団体と連携しまして進めてまいりたいと思います。具体的に申し上げますと、昨年度実施できましたのは、千葉県の生活安全課主催の中学生対象の講習会、また我孫子警察署、東葛少年センター、またごらんになっていたソフトバンク、そういう民間業者も要請をして実際に即したものであるということで、保護者を含めて啓発活動を行ってまいりました。それをさらに推進していきたいということが1点目。

2点目は、重ね重ねで申しわけありませんが、今進めています小中一貫教育の中で、各学校において点で実施されていた取り組みを地域を主として体系づけて、小学校1年生から中学校3年生まで情報モラルの観点も入れたカリキュラムを作成するために、カリキュラム委員会を組織して準備を進めております。その2点でございます。

○北嶋委員 それをお買いになるのは家庭ですので、家庭の理解、家庭の教育に市がどこまで入れるのかわかりませんが、子供を守るという上で家庭と教育委員会、学校と協力をしなければいけないので、保護者の方、御家庭の御理解が得られるように、巻き込んで一緒にやっていただくということを今お聞きしたので、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

○川村委員長 今回の件でつけ加えて、愛知県の刈谷市で時間制限をしようとか、市の取り組みとしてやっている先進地域もありますし、また、もう1つは各小中学校でスマホ、携帯を実際に学校に持ってきているお子さんが何人いらっしゃ

やるのか。その管理についてはどのような、先ほどの学校のルールではないですけれども、規定があるのかというの、一度統計をとられたほうがいいのかなど思っています。手元にありますと必ず机の下で、どうしても誘惑に駆られてということも出てくるのかなど。その辺の管理も含めて北嶋委員がおっしゃったと思いますので、その辺も含めてちょっとお調べいただいて御報告いただければと思います。大変ですけれども、よろしくをお願いします。

○豊島委員 関連です。今、北嶋委員の指摘されたネットトラブルとかネット問題、これは3月のことですから御存じないのかもしれないけれども、この内容は聞いていますか。

○野口教育研究所長 異性絡みのことです。友達だったり、平たく言うと彼氏の問題であったりということです。そういうことが3月にはネットトラブルであったと。また、3月31日の中学生の相談、身体症状と入っていますけれども、この子供は4月に入っても何度も、初めはちょっと太っているということに気にして、ネットトラブルもこの後、相談に入ってきています。この子がちょっと悩んでいることについて、友達がなりすましをして、ほかの人にメールを送ってしまった。それでトラブルが発生したということもあります。そのような内容です。

○豊島委員 ありがとうございます。スマホは、これから1年、2年で物すごい勢いで進むと思います。私も今ここに持っています。物すごく便利です。電子辞書よりも、こちらのほうがずっと速い。これは悪いことばかりではないのです。けれども、何でも行ってしまいますから、今までの普通のメールがどうのこうのというだけではなくて、少し先を読んで対応していったほうがいいのかと思います。すごい勢いで伸びると思います。今も実際そうですから。

○川村委員長 ちょっと議論が大きくなっているのですけれども、今、国のほうでもそれを注視していますよね。ですから、市でやれることの限界、県で

きるかという、県でも限界がある。大変大きな議論で、人権にもかかわってくる議論になってくるので、もとに戻しますけれども、方向としては今は調査の段階しかできないのかなという感じがするのですが、実態把握をまずはして、それをどうやって運用していこうかというのは、なかなか難しい時期なのかなという感じがするのですが、その辺はいかがなのでしょう。教育長、この辺についての見解はどうですか。

○倉部教育長 まさしく皆さんが心配していただくとおり、このネットというのは、時代に即して新しく出てきた問題だと思っています。それについて委員長がおっしゃられたとおり、1市だけで解決できる問題でもありませんが、ただ、実際にパトロール等で発見したものについては、それぞれの関係機関と調整をとりながら削除要請というものを地道にやっていくしかない、現状の中では。そういう状況にあるということを、北嶋委員が先ほどおっしゃられたとおり、保護者も、それから子供たちも知る。どういうことに落とし穴があるとか、そういう教育は、やはり学校現場の中でちゃんとやっていかなければならないと思っておりますので、それぞれの現場でできる対応と、親と子供と学校と、もうちょっと広い、業界も本当は含めれば一番いいのしょうけれども、そういう中で発信し続けていくしかないかなとは思っています。どういう状況にあるかというのは、また委員会の中でそういう報告をしながら皆さんのお知恵をかりていきたいなと思っておりますけれども、ちょっと注視をしていきたいというふうに思っています。

○榊原指導課長 先ほどのスマホ、携帯に関する調査というお話に関してなのですが、現状を申し上げますと、中学生につきましては、もちろん学校内には持ち込み禁止ということになっております。また小学生につきましては、保護者の判断で安全上ぜひ持たせたいという、基本持ち込み禁止ですが、そういう要望があるときには、学校長の判断において実際に持ってきている児童も

おります。ただ、学校内では担任が預かる、そして職員が保管をするという形で、昼間の中で子供たちの手元にあるような状況はつくっていないという状況でございます。

あと、所持率については調査が現在ありますので、データをお示しすることは可能ですので、もしその形でよろしければ。

○川村委員長 スマホとガラケーと分けて統計はとられていますか。

○榊原指導課長 全市的にはスマホと携帯が丸められておりますが、自分が昨年、並木小学校でより詳しく調べたデータは、スマホ、携帯のそれぞれの所持率についてはお示しすることはできます。

○川村委員長 それは後ほどお話を聞きたいと思います。

ほかにありますか。

○北嶋委員 19ページの公民館利用状況です。先ほど全体的な総括は何いしましたが、湖北地区公民館が指定管理者になって、私も1年間注目してきました。とても活発に主催事業をしているように、この表からうかがえます。その中で例えば1月とか2月などは、主催事業が30回、26回ということで、平均すると1日に1つはされている。複数のところでやっているの、1日に幾つもなされるということはあるのでしょうかけれども、一昨年と比べて、指定管理者になって湖北地区公民館の利用状況を、我孫子市から見た場合、どのようにお考えになっていますか。

○今井公民館長 主催事業につきましては、さほど変化はありません。これは市であったり、行政のほうの主催事業ですので、事業が廃止にならない限りはそのまま継続される。あと、学校等におきまして、ホールのほうを発表会等で使われたり、練習で使われたりといったような使い方がかなり多いものですから、そういったことで変更はございません。

ただ、おっしゃられるように、指定管理者のほうが自主事業という形で年間を

通して予定では50回以上のものをしておるのですけれども、まだ始まったばかりで周知のほうが徹底されなかったことがありましたので、一桁ではありますけれども、そういった形で非常に参加人数の少ないものではあります、参加した方にとっては非常に有意義であったということがありますので、2回、3回と繰り返していくうちに人数がだんだんふえつつあります。そういった状況でありますので、本年度においては、それ以上の自主事業を計画しているという報告を聞いておりますので、そういったところで期待しているところでございます。

○北嶋委員 ありがとうございます。前年度、主催事業においては53回の増加ということで、その辺が自主事業をふやしたことに一部入っているのかなと思います。使用する市民としては、ロビーもとても明るくなりましたし、今までコピー機が事務所内にあったものが外に出ていて、市民活動にとっても使いやすくなりましたので、指定管理者の方に、一市民としてはいい影響があったのではないかなと感じています。いろいろなところが使いやすくなりました。ソファアーにしても、洗面所にしても、バリアフリーは無理ですけれども、バリアフリーに近いようにあちこち考えてくださっているのかなと思って、よい影響が出たのではないかなと思っています。

○川村委員長 ほかにありますか。

○北嶋委員 来年の成人式について伺います。これも市のホームページに出ているのですけれども、成人の日ではなくて、その前の日にやることになっていますよね。それは他市では大分前から、ああいう連休になった場合には、最後の日が成人式になるのではなく土曜日に前倒しする市が幾つもあったのですが、我孫子市は今まではカレンダーどおりというか、祝日の日程でやっていました。これから成人式の実行委員会が立ち上がるみたいですが、その前に市としてアンケート結果から日程を決めたのだと公表してありましたけれども、その辺の



経緯を伺えればと思います。

○増田生涯学習部次長 アンケートについては、数年前から成人式に出られた方プラス企画運営委員会の方々にアンケートをとっておりました。成人式に出られた方のアンケートについては、さほど変化はなかったのですけれども、企画運営委員会のほうでは、成人の日よりは前日にやっていただきたいという回答が多かったものですから、すぐにやるということはちょっと難しいので、1年前から計画して、今回成人の日の前日に行くということに決定いたしました。

○北嶋委員 遠くから来た成人の方や何かは、そのほうが余裕があってよいだろうなと思っていましたので、今回の実行委員さんではなくて、以前の実行委員さんたちとか、かかわった方が、経験の中から提案ということで、27年度の日程の決定になったということですか。

○増田生涯学習部次長 そのとおりです。

○川村委員長 ほかにありますか。

○北嶋委員 34ページ、鳥の博物館の入館者数及びミュージアムショップの売り上げということが書いてあります。ミュージアムショップの売り上げですが、去年は皆さんが大変頑張られた結果で、すばらしい数字になっています。私も何度か、もっと頑張って売りましょうよとお願いをして、去年はポロシャツや何かも売ってくださって、6月、8月がとても多いですね。11月はJBFや何かかがあってとても多かったと思うのですけれども、ミュージアムショップの例えばポロシャツなどは、去年は売り切れていて残数がとても少ないということで伺っていますが、今年度はまた継続して、評判のいいものについては販売を促すということで理解していいですか。

○斉藤鳥の博物館長 ポロシャツに関しましては、昨年、クールビズの関係もあり、とても評判がよくてたくさん売れまして、この売り上げになっています。今年度も引き続きまして、残数が少ないということで、またポロシャツ販売を

予定しております。また、クールビズに対応して広く呼びかけて、多く利用してもらえるようにと考えております。

以上です。

○川村委員長 ほかにありますか。

事務進行予定のほうで質問はありますか。

○豊島委員 9ページの教育研究所の2ですが、心の教育相談員（在宅訪問指導員）の研修会です。内容が、相談ケースの検討だとか不登校児童生徒のケース検討とか相談員同士の情報交換というのが上がっております。これは重要な研修会だというふうに私は思っているのですけれども、従来と同じような検討課題ということがもちろん行われるのですけれども、特に最近の傾向として何か取り上げておかなければいけないということはあるでしょうか。

○鍵山教育研究所副参事 昨年度から今年度に引き続き、心の教室相談員、それから教育相談を担当しておりますので、お答えさせていただきます。

特に今年度、小中一貫ということも含めまして、19校に1人ずつ全員配置ができましたので、それぞれの小学校、中学校区ごとに情報交換をして、よりきめ細やかに助言、サポートができるようにということは考えております。

それから、特に5月においては、小学校6年生からそれぞれの中学校に上がっておりますので、必ず6年生が相談に来ているということではないのですけれども、進学先できちんと生活できているかということと、また、相談員さんは週2日の派遣の学校、3日の派遣の学校もございますが、相談員さんだけがかけ切れず、より専門的なフォローが必要であるという場合には研究所のほうに御紹介いただいたり、それから中学校では心の相談員とヤング手賀沼の適応指導教室の指導員と連携をとって、窓口が両方にあることで学校とヤング手賀沼という形で、学校の先生方もそうなのですけれども、より連携を強化して子供たちが学校とつながりやすい形をできるようにということで行っております。

す。

○豊島委員 ありがとうございます。今、小中一貫のことで19校に配置して、より専門的にということでした。なければ一番いいのですけれども、なかなか見えないことだし、1つあったらうわっと広がって行ったりとか、本当によくわからないところがあるから、どれだけ努力したらどれだけ成果が上がるというはっきりしたものもなかなか見えないし、やるほうとしたら大変ですけれども、でも1人1人の児童生徒からすると、やはりこれは大事なことだし、小中一貫を考えていく上でも重要なことだと思うので、ヤング手賀沼を含めていろいろなところで連携しながら、我々も見守らせていただきますけれども、ぜひこれは力を注いでいただきたいなと思っています。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 この資料にはちょっとないのですけれども、文化・スポーツ課で、4月25日にここで行われる文化連盟の理事会というのがあります。申し上げたいのは、文化連盟の理事会があつて、来月総会があるのですけれども、総会は土曜日でしたか、それは参加できるのですけれども、これはあくまでも要望なのですけれども、理事会が25日（金曜日）の10時からなので、いろいろな仕事を持っていたりする人が理事になっている場合は出られないのですよね。総会は土日のどちらかだったので出られるのですけれども、教育委員会でやっていますから、休みのときにやるというわけにはいかないのかもしれませんが、みんながみんな退職者ばかりではないので、そのところは少し考えていただけると若い連中も入っていくことができるなど前から思っていたのですけれども。私は代表なものですから行かなければいけないのだけれども、行けませんので誰かを代理に立てるしかないのですね。

○西沢文化・スポーツ課長 文化連盟につきましては、市民の皆さんの親睦団体で集まってやっていただいて、私どももいろいろな形でフォローはさせてい

だたいております。今お話の総会、理事会につきましては、私ども会場提供はしておりますが、自主的にやっぺいらっしやるので、昨年もこのような形で要望ということで、会長さんのほうにはお話はしております。総会のほうは私どもに出席依頼が来ておりますので、市長、教育長ともども私どもも総会の場には出席させていただいております。

○豊島委員 済みません、ここにはないことを言っぺ。会場を貸していただいているということだけでもありがたいのですけれども、それはまた連盟のほうの会議の中で申し上げます。

○川村委員長 ほかにありますか。

なければ教育事業全般について質疑はありますか。

○湯下教育総務部長 私から調査書の問題について1点御報告をさせていただきます。

一昨年の年度末に発生しました調査書の誤記載問題につきまして御報告するものです。教育委員の皆様方におかれましても、御心配と御迷惑をおかけいたしましたか、皆様方の御協力をいただきながら再発防止マニュアルを作成し、研修会を徹底して、教員の資質の向上に努めてまいりました。市教委と全ての学校が一致協力して取り組むことによっぺ、4月18日をもちまして調査書業務がつつがなく終了いたしましたことをここに報告いたします。また、この場をおかりしまして、皆様方のこれまでの御理解、御協力に対しまして感謝申し上げます。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありますか。

○北嶋委員 今回、資料として私たちに「我孫子市学校教育の重点目標」ということで立派なリーフレットをいただきましたが、これはどのように活用がされておりますか。

○榊原指導課長 お答えします。まず本年度の教育施策の重点目標をあらわしたものでございますので、4月の段階で既に各学校には配布をいたしまして、教職員全員に配布をしております。また、その重点項目につきましては、特に校長会を通しまして、今年度の重点施策について学校長のほうに指導、各学校におきましても、学校長より各職員に施策を共有理解していただくような形で進めております。

○北嶋委員 ありがとうございます。先ほど教育長にも申し上げたのですけれども、この中に小中一貫教育で、私たちの協議の中にもこの言葉がいっぱい出てきています。我々は1年半以上、小中一貫教育ということで研修をいただき学んできましたので、内容がどういうものであるかつかんでいるつもりですが、一般的に言って小中一貫という言葉だけがまくら言葉となってしまうと、小学校、中学校が一緒になってしまうのかしら、今の我孫子市は文科省のままの6年間と3年間という方式をとっていますが、小中一貫になってしまうと、この6年と3年一緒くたの9年になってしまうとどうなるのという意見を、私は質問として市民の方のあちこちからいただいています。これが配られ、立派な冊子もでき、1月に広報があり、近々広報でもきちんとされていくようですねけれども、目で見えるイメージというのはとても人に強くつくものですので、我孫子が目指している小中一貫教育というものは決して今の形が崩れるものではなく、よりよくつながるものだということを、時あるごとにどうか御説明いただきたい。学校や何かでも、教職員には配られますけれども、全ての保護者の方に正しい理解をいただき、また評議員さん初め地域の方に理解いただいてこそ初めてなることだと思いますので、教育委員会ではなれた言葉になってしまっていますが、丁寧に丁寧にしつこいぐらいに小中一貫教育というものはこういうものですよ、我孫子が目指すものはこういうものですよというものをこれから広めていただきたいなと思っていますので、お願いいたします。

○榊原指導課長 御指摘の点、ありがとうございます。先ほどお話の中にありました我孫子の広報紙の5月1日号も含めまして、広報紙及び小中一貫担当室のほうとしましても、ことしは市民全員に配布するパンフレットというものを計画しております。また、特に布佐中区での説明会というような形も計画しておりますので、広報活動、そして理解していただくようなことを進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○北嶋委員 ぜひPTAの方を巻き込んで広めて、布佐中区から全市の役員の方にまずわかっていただき、すそ野を広げていただくようお願いしたいと思っております。

○豊島委員 これはすごくいいですね。お金も使っていて。本当に思います、これはすばらしいなど、何回見てもいいなど思っています。その上でなのですからけれども、これを父兄に説明したりなんかするときには、例えばこの1枚のこれなどは、文字はこれの半分ぐらいがいいと思います。細かくいけばいくほど、わからないのです。我々は何回も何回も見ているから、目をつぶっても、ここにこれがあってこうだよなどわかります。この表などもそうです。でも、一般の御父兄の方に、これを見せてもわかりません。わからないのです。例えば私は文科省に自分がお金をもらうから説明するのですけれども、1つの項目について170字までとか、それは絵を入れてちゃんとやるようにとか。これは私らはわかるけれども、例えば中学校区のコーディネーターがどうのこうのというのは、これはやはり父兄にはわかりません。これを絞って絞って絞って、この文字の半分でも多いぐらいです。そういうものを見せて、ああ、なるほどというものをつくって説明していかないと、なかなかわかってもらえないよというのが実感なのです。女房に見せました、これを。中学校の教員をやっていましたから、どうだと聞きましたら、難しいねと言われます。ですから、わからないものだ。余計なことで申しわけないのですけれども、何とかしていき

たいのですけれども、見せてもまずはわからないものだというぐらいの立場に立ってもらわないと、わからなくなってくるのです。北嶋委員がおっしゃったけれども、これは分かれ道だと思うのです。これを実施に移していくときの分かれ道だと思います。それを説明するときには、重点のところを絞り込んでいくかということ、今度布佐のほうも担当するものですから、いろいろな形で向こうで話したりするときに、どこをどういうふうに話そうかというふうなことは頭の中で闘っています。そんなわけで、誰が聞いてもわかるというぐらいにしてもらいたいというのが切望であります。余計なことです。ありがとうございました。

○川村委員長 これは我々も入って何回にもわたってたたき上げてきた内容ですので、豊島委員のおっしゃっている内容はよくわかるのですが、この裏面の柱などは我々のほうでお願いをして、子供像だといったものをつけ加えて御説明してきて、これができ上がった。今後は多分これをもとにして啓発をしていくという作業になっていくと思うので、文言の圧縮がこれ以上できるのか、できないのかも含めて御検討いただくのですけれども、なるべくこの内容が周知徹底いただけるような方法で啓発をしていただきたい。方法論はいろいろあると思います。これでわかる人もいれば、わからない人もいるというのは確かだと思いますけれども、これができ上がりましたので、これを基本として何とか各学校を啓発して行っていただきたいというふうに思っています。わからない部分は必ず質問に答えていただいて、周知をお願いしたいというふうに思います。

○倉部教育長 一言だけ。両委員から御指摘いただいたのは、まことにそのとおりだと思っています。この内容については、どうしたいかということが一番詰め込んだ、しかも1枚に詰め込んだということで、いろいろな思いが詰まっているものだと私も感じております。ただ、豊島委員がおっしゃられたとおり、

それから北嶋委員がおっしゃられたとおり、それを市民にお伝えするときには、伝えなければならない言葉というのは、むしろその中に限られているものがある。それをしっかり伝えていくのが、多分これからの教育委員会の仕事だろうと思っていますので、その伝えなければならない言葉をしっかり伝える。その上で、では具体的にそれをどういうふうに行うかというのは、また別の次元として説明しなければならないところだと思いますので、そういうものをちゃんと検討した上で中学校単位、それから教育委員会としてもPTAといろいろな会合を持つというふうにもしたいと思っていますので、そういうような形で開ける中で説明していきたいなと思っていますので、その節にはぜひ教育委員の皆さんにも御協力いただければと思っています。よろしくお願いします。

○川村委員長 これについて御質問がほかにありますか。

では、私のほうから。「繫」というのが今回2枚いただいています。1枚は12月で、多分強いメッセージをお出しになりたかったのですが、これをつけ加えられたと思うのですが……。

○榊原指導課長 済みません。平常どおりでございます。

○川村委員長 12月のほうが不登校者の推移ということで記入されていて、はっきりわかりやすい資料になっているのですね。不登校がふえているのも事実だし、年度における不登校数と中学1年になったときの不登校数の差というのがずっと変わっていないということも事実だろうし、それをお伝えになりたかったのだろうというふうには思うのですが、何で入っていたのですかということをお聞きしたかったのです。

○榊原指導課長 お答えします。特に意図はございませんでした。済みません、事務的なミスでございます。申しわけございませんでした。

○豊島委員 私、12月のこれを見て、一貫教育と不登校をつなげて自分の頭



では言ったつもりなのです。すごくデータとしてはわかりやすいです。これは意図があって入れたのだと思います。

○川村委員長 質問をかえます。これは各保護者には行っているわけですか。

○榊原指導課長 昨年度は1年目ということで、教職員を対象に配布をしました。今年度は2年目ということで、さらに先ほどの啓発を進めるということで、教職員には紙で、市民の方々にはホームページにアップをするという形で4月からは行っていきたいと思います。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 暫時休憩します。

午前11時26分休憩

---

午前11時27分再開

○川村委員長 再開します。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

---

○川村委員長 ただいま事務局から追加議案が提出されました。

追加議案第1号、平成27年度使用教科用図書の採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任については人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 御異議ないものと認めます。よって追加議案第1号の審査は非

公開とします。関係者以外の職員の退席をいただき審議を行います。よろしく  
お願いいたします。

(関係説明員以外退席)



○川村委員長 これでは平成26年第4回定例教育委員会を終了いたします。御  
苦労さまでした。

午前11時35分閉会